

平成 29 年 10 月 25 日

質疑回答書

- 1 契約公告番号 第 48 号
2 調達案件名 新潟市本庁舎電力供給

この案件について、質疑がありましたので回答いたします。

質疑番号	回答
1 現在の契約種別を教えてください。	業務用電力、予備電力です。
2 入札対象施設の現供給者を教えてください。 また電力需給用複合計器（通信機能付）への取替が新電力事業者と契約締結するためには、必要不可欠ですが、一般電気事業者へのメーター交換の期間に関する事前検討依頼はお済でしょうか。	株式会社 F-Power です。 別紙のとおり、東北電力ネットサービスセンターへ事前調査を申し込んでおり、メーター切り替え工事は必要ないことを確認しております。
3 見積、内訳書作成にあたり、基本料金、従量料金、月ごとの基本料金と従量料金の合計を算出時の端数の処理方法・記入方法について教えてください。（切捨て、切上げ、四捨五入、小数第○位まで記入等）	様式 6-2（エクセル）に数値を入力すると自動的に端数処理されます。
4 弊社は 1 施設に対して一枚の請求書の作成となっており、分割請求には対応出来かねます。またお支払いに関しましても以下の例 1 のようなご要望の場合はお客様から入金の内訳を事前にお知らせして頂くこととなりますが、ご了承いただけますでしょうか。 （例 1） 庁舎 ○, ○○○円 自販機 ○, ○○○円に分けて別々で入金します。	一枚の請求書でかまいません。
5 地域の一般電気事業者が値上げをした場合、弊社も値引き%は変えずにスライドで値上げをさせていただくこととなりますが、その際契約単価見直しを対応させていただくことは可能でしょうか。	協議には応じますが、一般電気事業者が値上げをしたという理由だけでは直ちに値上げを認めるものではありません。具体的な事情について検討した上で判断します。
6 入札書及び内訳書に押印、割り印は必要で	必要ありません。 郵送の場合は、受領期間（平成 29 年

<p>しょうか。また入札書の日付の指定、入札書と内訳書のお指定がございましたら教えてください。</p>	<p>11月9日～平成29年11月16日)の日付をご記入ください。 入札書をご持参いただく場合は、入札・改札日(平成29年11月17日)をご記入ください。</p>
<p>7 契約電力500KW以上の施設において、今回の供給開始期間から契約電力の増減はありますでしょうか。</p>	<p>ありません。</p>
<p>8 入札書及び内訳書のデジタルデータ(エクセル・ワード)を頂くことはできますか。また予定使用電力のデータも頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku_top/heisei29-wto-koukoku.html 上記URLより「様式集」をダウンロードしてご利用ください。</p>
<p>9 予備送電がある場合、以下の内容を教えてください。 ・種類は「予備線」、「予備電源」のどちらか ・契約電力を教えてください。</p>	<p>種類は予備電源です。 契約電力は950kwです。</p>
<p>10 弊社は、蓄熱割引等の特別な契約はございませんが宜しいでしょうか。</p>	<p>かまいません。</p>
<p>11 入札金額算定に当たって基本料金、従量料金の単価は税込み、税抜きのどちらでしょうか。また、税抜きの場合の端数の処理方法を教えてください。</p>	<p>税抜きです。 端数処理については3のとおりです。</p>
<p>12 受変電設備(キュービクル)が地下にある施設はありますか。 地下にあるとなると、電波の問題で電力使用量の30分値が取れない恐れがあるため、新電力メータ交換の際アンテナを上げる工事が必要となり工事代を負担していただく場合がありますが、ご対応していただけるでしょうか。(弊社は工事代を負担することはできません)</p>	<p>受変電設備は地下にありますが、アンテナ工事は必要ありません。</p>
<p>13 弊社は検針結果を書類・データにて報告することはできませんがよろしいでしょうか。 (Webにて使用量を確認することはできません) ※請求書は紙ベースとなります。</p>	<p>かまいません。</p>
<p>14 工事負担金に関しまして、お客様の都合で</p>	<p>市都合により発生した費用については負担する必要はありません。</p>

<p>新設備設置・工事が着工する際に発生しました工事金などは弊社負担することができませんがご対応いただけますでしょうか。</p>	
<p>15 請求金額お支払を行う際のお支払方法についてお教えいただけますでしょうか。(振込又は引き落とし)</p>	<p>振込です。</p>
<p>16 合算請求にはご対応できますが、弊社の合算請求書のフォーマットでのみご対応が可能となっています。指定様式があった場合作成することができませんがよろしいでしょうか。</p>	<p>合算請求はしていません。</p>
<p>17 今回の入札で、本館と別館2施設合せての入札ということですが、電力量を測るメータは1施設ごとに取り付けてあるのでしょうか。それとも2施設合せて1つのメータで計量されていますでしょうか。また、請求書は施設ごとのご提出でしょうか。</p>	<p>2施設合せて1つのメータです。請求書についても1枚でかまいません。</p>
<p>18 新潟市本庁舎電力供給契約書(案)の電力供給契約条項の第6条で「職員等の検査を受けなければならない。」と記載されていますが、これは具体的にどういったものでしょうか。</p>	<p>計量器の値と請求書の値が正しいか検査するものです。</p>
<p>19 旧一般電気事業者から供給を受けていたときの契約種別を教えてください。</p>	<p>業務用電力、予備電力、蓄熱調整契約です。</p>
<p>20 入札対象施設の現供給者を教えてください。(複数社ある場合はその旨教えてください。)※切替時に必要となります。</p>	<p>2のとおりです。</p>
<p>21 弊社供給の場合、旧一般電気事業者と同様の付帯契約(蓄熱割引等)の適応ができませんが了承いただけますでしょうか。 ⇒様式6-2「契約単価兼積算内訳書」において割引率欄に“0”と記載します。</p>	<p>かまいません。</p>
<p>22 入札書に記載する日付に指定はございますか。</p>	<p>6のとおりです。</p>
<p>23 計量日はご使用期間末日の翌0:00となりますのでご了承くださいませでしょうか。(例:使用期間が3/10~4/9の場合、計量日は4/10 0:00)</p>	<p>かまいません。</p>

<p>24 請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとしますが、よろしいでしょうか。</p>	<p>基本料金、電力量料金、燃料費調整額はそのままの額で計算し、合計を円未満切り捨てとします。</p>
<p>25 契約書締結時、契約内容について一部変更したい場合、協議を行うことは可能でしょうか。契約書変更が不可能な場合、協定書を別途締結させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>協議には応じますが、市契約書案を大きく逸脱する変更は不可能です。</p>
<p>26 契約期間中において、地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能でしょうか。</p>	<p>5のとおりです。</p>
<p>27 地域の旧一般電気事業者において、燃料費調整単価の算定方法の見直しが行われた場合、本契約においても同様に見直しが行われるものと考えてよろしいか。それとも、契約時の燃料費調整単価の算定方法のまま、契約期間内は変更なしとなりますでしょうか。</p>	<p>旧一般電気事業者と同様の単価とします。</p>
<p>28 契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>供給停止する施設はありません。</p>
<p>29 契約電力が 500kW 以上の施設において、各月の契約電力は仕様書に記載の値のとおり運用でよろしいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>30 開札結果について、公開方法・範囲を教えてください。</p>	<p>入札日から 1 ヶ月以内に HP で落札者および落札金額を公表します。</p>
<p>31 蓄熱割引がない場合、内訳書当該欄には「0」を記入でよろしいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>32 内訳書の端数処理について指定があれば教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本料金 ・電力量料金 ・税込金額から税抜入札金額を算出する際 	<p>3のとおりです。</p>

33 仕様書 2(13)③の来庁の必要な打ち合わせとはどのような場面を想定しておられますか。	電話やメール等で対応できないような場合を想定しています。
34 契約期間中に建替えや増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されている施設がありましたら、対象施設と工事内容を教えてください。	ありません。
36 毎月の受電月報（30分データ）の提供は、WEBからのダウンロードのみとなります旨ご了承くださいいただけますか。	かまいません。
37 （計量日）条文を以下に変更または追加を含めた協議に応じて頂くことは可能でしょうか。 『計量は毎月1日午前0：00に行う』	必要であれば可能です。

担当：新潟市総務部総務課庁舎管理係
somu@city.niigata.lg.jp ☎ 025-226-2417